

焼津市告示第163号

令和7年度焼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月17日

焼津市長 中野 弘道

令和7年度焼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 市長は、アスベストの飛散による健康被害に対する市民の不安の解消を図るため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）附属第Ⅱ編イ-16-(12)及びロ-16-(12)に規定する住宅・建築物安全ストック形成事業に基づき民間建築物吹付けアスベスト対策事業を実施する所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条第1項に規定する石綿等をいう。
- (2) 民間建築物 国、地方公共団体その他公の機関以外の者が所有する建築物をいう。
- (3) 所有者等 次条に規定する補助対象建築物の所有者及び補助対象建築物を管理し、又は使用する者で、当該建築物に係る第8号に規定する事業の実施に関し、所有者の同意を得られるものをいう。
- (4) 調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項、第3項又は第4項に規定する建築物石綿含有建材調査を行う者をいう。
- (5) 施工業者 次に掲げるいずれかの者をいう。
 - ア 一般財団法人日本建築センターが証明する吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術を有する者
 - イ 石綿障害予防規則第19条の規定により石綿作業主任者を選任し、建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月に厚生労働省・環境省より発行）に従って施工することができる者
- (6) アスベスト含有調査事業 民間建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建材に係るアスベストの含有の有無を分析する調査（以下「含有調査」という。）を行う事業で、次のア及びイに該当するものをいう。ただし、建築用仕上げ塗材が施工されているものを除く。

ア 調査者による調査に基づき含有調査を実施するもの

イ 「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成28年4月13日付け基発第0413号厚生労働省労働基準局長通知)により示された分析方法(JIS A 1481-1からJIS A 1481-4)を標準として分析を行うもの

(7) アスベスト除去等事業 民間建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストについて除去(建築物を除却する場合を含む。)、封じ込め又は囲い込みの措置(以下「除去等」という。)を行う事業で、次のア及びイに該当するものをいう。ただし、建築用仕上げ塗材が施工されているものを除く。

ア 事業の計画の策定等を調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき事業を実施するもの

イ 除去を行った後の建築物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築基準法関係規定に適合すること。

(8) 民間建築物吹付けアスベスト対策事業 アスベスト含有調査事業及びアスベスト除去等事業をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助対象建築物は、市内に存する民間建築物であって、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) アスベスト含有調査事業 アスベストが吹き付けられているおそれがある民間建築物

(2) アスベスト除去等事業 アスベストが吹き付けられている民間建築物
(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、所有者等が当該補助対象建築物において実施する民間建築物吹付けアスベスト対策事業で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 国又は焼津市以外の地方公共団体から、アスベスト対策に係る補助金の交付を受けているもの

(2) 同一の敷地(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第1号に規定する敷地をいう。)内に存する建築物について、補助金の交付を受けようとする事業と同一の事業に係る補助金の交付を受けたもの

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助金の対象となる経費及び補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

事業の種別	補助対象経費	補助額
アスベスト含有調査事業	補助対象建築物について、当該事業に要する経費のうち、所有者等が含有調査を実施する機関(以下「分析機関」という。)に対して支払う経費	補助対象経費の額とし、1棟当たり25万円を限度とする。
アスベスト除去等事業	補助対象建築物について、当該事業に要する経費のうち、所有者等がアスベスト	補助対象経費の3分の2以内の額とし、1棟当たり120万円

	の除去等工事を行う施工業者に対して支払う経費（工事に要する経費に限る。）	を限度とする。
--	--------------------------------------	---------

（交付の申請及び決定）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別表第1に掲げる事業の区分に応じ、それぞれに定める申請書及び添付書類を、この告示の施行の日から令和8年1月30日までの間において、事業の着手前に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、焼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ焼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業変更・中止・廃止承認申請書（アスベスト含有調査事業）（第3号様式その1）又は焼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業変更・中止・廃止承認申請書（アスベスト除去等事業）（第3号様式その2）に、変更の内容が分かる書類を添えて速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業費の20パーセントを超える額の変更をしようとするとき。
- (2) 事業の中止又は廃止をしようとするとき。
- (3) 事業の遂行が困難となったとき。

（変更等の承認）

第8条 市長は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、焼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業変更等承認通知書（第4号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（完了実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに、焼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業完了実績報告書（第5号様式）を、別表第2に掲げる事業の区分に応じ、それぞれに定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、焼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付確定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助

金交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 焼津市補助金等交付規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認める事由が生じたとき。

(関係書類の整理等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第14条 補助事業者は、当該補助事業に要する経費に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を補助対象経費とすることを要しない場合にあっては消費税等申出書(第8号様式)を、第6条第1項の規定による申請の際に添付しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金に適用する。

別表第1（第6条関係）

1 アスベスト含有調査事業
(1) 焼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付申請書（第1号様式その1）
(2) 申請に係る補助対象建築物の登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所有者等を明らかにする書類
(3) 所有者以外の者が申請する場合は、所有者の当該事業に係る承諾書
(4) 確認済証、検査済証その他申請に係る補助対象建築物の建築年月及び用途等を証明する書類の写し
(5) 補助対象建築物の全景、対象部位及び吹付け状況等が確認できる写真
(6) 補助対象建築物を明示した配置図、各階平面図等
(7) 分析機関の調査仕様書及び含有調査経費の見積書の写し
(8) 調査者であることを明らかにする書類
(9) 消費税等申出書（第8号様式）（申請者が消費税を補助対象経費とすることを要しない場合に限る。）
(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
2 アスベスト除去等事業
(1) 焼津市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付申請書（アスベスト除去等事業）（第1号様式その2）
(2) 1(2)から(6)までに掲げる書類
(3) 分析機関が発行した含有調査結果報告書
(4) 除去等を行う施工業者が作成した工事経費に係る見積書の写し
(5) 作業計画を策定した調査者であることを明らかにする書類
(6) 調査者により作成された作業計画書
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別表第2（第9条関係）

1 アスベスト含有調査事業
(1) 分析機関が発行した含有調査結果報告書の写し
(2) 含有調査の実施に関して分析機関と締結した契約書の写し
(3) 調査箇所に係る吹付け建材を調査者が採取中の写真及び採取後の現場写真
(4) 含有調査に要する費用に係る分析機関からの領収書の写し
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
2 アスベスト除去等事業
(1) 施工業者が発行した改修結果報告書の写し
(2) 除去等の実施に関して施工業者と締結した契約書の写し
(3) 除去等に要する費用に係る領収書の写し

(4) 除去等を実施した後のアスベスト粉じん濃度測定結果報告書

(5) 現場工事写真（工程写真、完成写真等施工状況が適切に確認できるものに限る。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類